

(1) 機器単位健全度判定表

下記例を参考にステップ2へ進んだ事後保全機器および一部の状態監視保全機器（府平均使用年数超過機器、主要部品入手不可能機器）全て

4-5 (1) 機器単位健全度

指標	健全度	判定基準	スクリーン等、動作しない機器	電動機器	故障機器	主機の機種変更に影響される補機						
稼動状態	5	稼動している	5.0	5.0	1.0	1.0						
	1	動かない、機能停止 主機の仕様変更により使用不可										
腐食摩耗	5	摩耗、発錆等の劣化がない	3.0	3.0	2.0	3.0						
	4.5	摩耗、発錆等若干の劣化が確認できる										
	4	摩耗、発錆、腐食等が進行し、修繕・補修による対応が必要な状態										
	3	主要部品などの摩耗、発錆、腐食等が更に進行し、大規模補修が必要な状態										
	2	根幹部品などの補修や部分更新では対応できない箇所での腐食、摩耗等の劣化が著しい										
状態測定値	5	異常なし	-	3.0	-	3.0						
	3	状態測定値が継続的に増加している										
	2	許容範囲を大きくはずれ、不安定な運転状態である										
規定値	5	定期的な調整や消耗品交換、油脂補給・交換などで規定値が満足できる状態	-	4.0	-	4.0						
	4.5	当初よりも調整量などが若干増しているが、点検等で十分対応可能である										
	4	定期点検等における調整だけでは規定値を超える恐れがある										
	3	調整可能範囲を超え、部品交換や分解整備が必要										
故障	5	ほとんどない	5.0	4.0	5.0	4.0						
	4.5	運転に支障のない程度の故障が稀に発生する										
	4	運転に支障があり、修繕、補修等が必要な故障が稀に発生する										
	3	運転に支障があり、修繕、補修等が必要な故障が増加している										
総合評価		各指標の最低値を総合評価値とする	3.0	3.0	1.0	1.0						

別添故障報告書の通り運転継続困難な状況
溶融炉を流動炉に機種変更するため、使用不可能

(2) 時間計画保全機器健全度判定表

下記例を参考にステップ2へ進んだ時間計画保全機器全てについて作成。但し健全度1のものはまとめ記載可（今の所、個別記載するような指示はない）

4-5 (2) 時間計画保全機器健全度

指標	健全度	判定基準	CRT監視装置	その他監視制御設備全て	汚泥濃度計	その他計測設備全て							
経過年数、 外的要因等	5	処分制限期間を超過していない	-	-	-	-							
	4	標準耐用年数を超過していない	-	-	-	-							
	3	府平均使用年数を超過していない	○	○	-	-							
	2	府平均使用年数を超過している	-	-	○	○							
	1	下記のいずれかに該当 ・対象機械設備が更新されるために更新必要な状態。 ・計画期間内に必要部品の供給が停止される、もしくは既に停止されている。 ・計画期間内に動作停止する可能性があると予想される。もしくは既に停止している。 ・ソフト陳腐化等により更新せざるをえな	-	○ 部品供給停止	-	○ 部品供給停止							
総合評価			3.0	1.0	2.0	1.0							

・1に○がついている場合は1
・それ以外の場合は年数に応じて2~5

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考
粗目自動除塵機	根幹部品	1.0	本体フレーム (カバー含む)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	フレームや骨組へ腐食が進行し、強度不足が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。	
	根幹部品以外	1.0	レーキ		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
		1.0	ワイヤードラム		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、ワイヤー及びドラム部に欠損や動作不良が発生している。	
					2	ワイヤー及びドラムの腐食が進行し、強度不足が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。	
		1.0	駆動装置 (揺揚用)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	異音・振動値が増加し始めている。	
					3	異音・振動値が高く、オーバーホールが必要。また、絶縁抵抗が低下しているが、許容値以内である。	
					2	異音・振動値が高いが、減速機、変速機の部分供給が不可能。また、絶縁抵抗値が低下し、許容値を超えている。	
		1.0	駆動装置 (走行用)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	異音・振動値が増加し始めている。	
					3	異音・振動値が高く、オーバーホールが必要。また、絶縁抵抗が低下しているが、許容値以内である。	
					2	異音・振動値が高いが、減速機、変速機の部分供給が不可能。また、絶縁抵抗値が低下し、許容値を超えている。	
		1.0	走行レール		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	レールの摩耗が発生している。	
3	レールの摩耗によりレーキとスクリーンの距離が短くなっている。(レール厚の半分程度が摩耗している。)						
2	レールの摩耗によりレーキの保持が困難となる恐れがあり、溶接補修が出来ない位の摩耗状態。						
1.0	運転操作盤		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
			4	錆、腐食が部分的に確認できる。			
			3	錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。			
			2	錆、腐食が進行し、機能的に問題が発生しており、部分補修では対応が困難な状態。			
0.0	ステップ3へ進んだ状態監視保全機器全てについて作成（なお、次の機器以外は様式がないので、様式を参考に適宜追加作成） 粗目除塵機、細目除塵機、沈砂揺揚機、走行式沈砂揺揚機、主ポンプ、沈殿池掻寄機、散気装置、送風機、濃縮槽掻寄機、遠心濃縮機、ベルトプレス脱水機、スクリーンプレス脱水機、焼却炉						
	0.0						
		7.0	平均値(重み付)	0.0	備考		
			根幹部品の最低値	0.0			
			総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0			

4-5 (3) 部品単位健全度

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考	
細目自動除塵機	根幹部品	1.0	本体フレーム	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
				4	錆、腐食が部分的に確認できる			
		3		錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。				
		2		フレームや骨組へ腐食が進行し、強度不足が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。				
		0.0						
	根幹部品以外	1.0	チェーン	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
					4			錆、腐食が部分的に確認できる
					3			プレート、バレル等に摩耗による減肉がある。
					2			腐食、摩耗が進行し、チェーンプレート板厚が1/3 T以上磨耗している又はプレート幅が1/8以上磨耗している。又は伸びが2%以上である
		1.0	スプロケット	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
					4			歯型ゲージにより2mm以下の磨耗がある。
					3			歯型ゲージにより2~3mm程度の磨耗がある。
					2			歯型ゲージにより3~6mm程度の磨耗がある。又は板厚が0.2 T以上磨耗している。
		1.0	レーキ	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
					4			錆、腐食が部分的に確認できる。
					3			錆、腐食が進行し、レーキの爪先の欠損や動作不良が発生している。
					2			レーキ台の腐食が進行し、強度不足が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。
		1.0	レール (フラットバー)	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
					4			レールの摩耗が発生している。
					3			レールの磨耗によりレーキとスクリーンの距離が短くなっている。(レール厚の半分程度が磨耗している)
				2	レールの磨耗によりレーキの保持が困難となる恐れがあり、溶接補修が出来ない位の磨耗状態。			
1.0		軸	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。				
				4			磨耗・腐食が部分的に確認できる。	
			3	磨耗・腐食が進行しているが、再塗装や部分補修で対応が可能な状態。				
			2	磨耗・腐食により減肉や偏心が発生しており、強度不足が懸念される。				
1.0	駆動装置	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。					
			4			異音・振動値が増加し始めている。		
			3			異音・振動値等が高く、オーバーホールが必要。又は絶縁抵抗が低下しているが、許容値以内である。		
			2			異音・振動値等が高いが、減速機、変速機の部品供給が不可能。また、絶縁抵抗値が低下し、許容値を超えている。		
1.0	スクリーン	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。					
			4			スクリーンバーに錆、腐食が部分的に確認できる。		
			3			スクリーンバーにレーキの保持に影響を及ぼす腐食及び磨耗があるが、部分補修で対応可能である状態。		
			2			スクリーンバーにレーキの保持に影響を及ぼす腐食及び磨耗があるが、部分補修で対応が困難な状態。		
	0.0							
	8.0	平均値(重み付)	0.0	備考				
		根幹部品の最低値	0.0					
		総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0					

4-5 (3) 部品単位健全度

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考
沈砂揚揚機 (固定式ダブルチェーン式)	根幹部品	1.0	本体フレーム (カバー含む)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる	
					3	錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	フレームや骨組へ腐食が進行し、強度不足が懸念され、部分補修では対応が困難な状態。	
	根幹部品以外	1.0	レール (フラットバー)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	頭が丸く、角が摩耗している。	
					3	レールの磨耗によりレールの頭の半分程度が摩耗している。	
					2	レール磨耗により床面より頭が下がり、溶接補修が出来ない位の摩耗状態	
		1.0	主務チェーン		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	プレート、バレル等に摩耗が確認できる	
					3	プレート、バレル等に摩耗による減肉がある。	
					2	腐食、摩耗が進行し、チェーンプレート板厚が1/3 T以上磨耗している。又は伸びが2%以上である	
		1.0	各スプロケット		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	歯型ゲージにより2 mm以下である。	
					3	歯型ゲージにより2~3 mm程度の摩耗がある。	
					2	歯型ゲージにより3~6 mm程度の摩耗がある。又は板厚が0.2 T以上磨耗している。	
		1.0	バケット		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる	
					3	孔食が発生。アタッチメント取付穴が磨耗によりがたつきがある。	
					2	腐食が進行し、強度不足が懸念される。	
1.0	駆動装置 (モーター含)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
			4	異音や振動が増加し始めている。			
			3	明らかに異音や振動等があり、オーバーホールが必要。また、絶縁抵抗が低下しているが、許容値以内である。			
			2	明らかな異音や振動等があり、減速機、変速機の部品供給も不可能である。また、絶縁抵抗値が低下し、許容値を超えている。			
1.0	駆動用チェーン		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
			4	プレート、バレル等に摩耗が確認できる。			
			3	プレート、バレル等に摩耗による減肉がある。バレルに穴あきがある。			
			2	腐食、摩耗が進行し、板厚が1/3 T以下である。又は伸びが2%以上である。			
1.0	駆動用スプロケット		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
			4	歯型ゲージにより2 mm以下である。			
			3	歯型ゲージにより2~3 mm程度の摩耗がある。			
			2	歯型ゲージにより3~6 mm程度の摩耗がある。又は板厚が0.2 T以上磨耗している。			
	0.0						
		8.0	平均値(重み付)	0.0	備考		
			根幹部品の最低値	0.0			
総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方			0.0				

4-5 (3) 部品単位健全度

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考	
沈砂揚揚機 (走行式)	根幹部品	1.0	本体フレーム (カバー含む)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	錆、腐食が部分的に確認できる		
					3	錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。		
					2	フレームや骨組へ腐食が進行し、強度不足が懸念され、部分補修では対応が困難な状態。		
	根幹部品以外	1.0	1.0	バケットレール (フラットバー)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
						4	レールの摩耗が発生している。	
						3	磨耗によりレール厚の半分程度が摩耗している	
						2	溶接補修が出来ない位の摩耗状態。	
		1.0	1.0	本体走行レール		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
						4	頭が丸く、角が摩耗している。	
						3	レールの磨耗によりレールの頭の半分程度が摩耗している。	
						2	レール摩耗により床面より頭が下がり、溶接補修が出来ない位の摩耗状態	
		1.0	1.0	主務チェーン		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
						4	プレート、バレル等に摩耗が確認できる	
						3	プレート、バレル等に摩耗による減肉がある。	
						2	腐食、摩耗が進行し、チェーンプレート板厚が1/3 T以上磨耗している。又は伸びが2%以上である	
		1.0	1.0	各スプロケット		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
						4	歯型ゲージにより2mm以下である。	
						3	歯型ゲージにより2~3mm程度の摩耗がある。	
						2	歯型ゲージにより3~6mm程度の摩耗がある。又は板厚が0.2 T以上磨耗している。	
		1.0	1.0	バケット		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
						4	錆、腐食が部分的に確認できる	
						3	孔食が発生。アタッチメント取付穴が磨耗によりがたつきがある。	
						2	腐食が進行し、強度不足が懸念される。	
1.0		1.0	駆動装置 (減速機)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	異音や振動が増加し始めている。		
					3	明らかに異音や振動等があり、オーバーホールが必要。また、絶縁抵抗が低下しているが、許容値以内である。		
					2	明らかな異音や振動等があり、減速機、変速機の部品供給も不可能である。また、絶縁抵抗値が低下し、許容値を超えている。		
1.0	1.0	機付操作盤		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
				4	箱体に錆、操作SW・ランプ等に劣化が見られる			
				3	操作スイッチの接触不良等により、機器の操作が困難な状態			
				2	供給部品の製造が中止となり、修繕対応が困難。			
8.0	0.0	0.0	平均値(重み付)	0.0	備	考		
							0.0	根幹部品の最低値
							0.0	総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方

4-5 (3) 部品単位健全度

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考
ボンプ本体	根幹部品	1.0	ケーシング	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	錆、腐食（点錆）が部分的に確認できる。		
	3			外観に異物の噛み込みによる傷がある、又は錆、腐食が広範囲に発生している。			
	2			整流板、軸受ケース、ケーシングライナー等に損傷があり部分補修が困難な状態。			
	1.0	羽根車	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
			4	外観に異常が無く、バランス試験の不釣合が発生しているが、許容値内である。			
			3	外観に異常が無く、バランス試験の不釣合量が許容値ギリギリ又は外れているが修正可能な範囲である。			
			2	バランス試験の不釣合量が許容値を外れており修正が困難。又は羽根車に亀裂、曲がり等の致命的な損傷がある。			
	根幹部品以外	1.0	主軸	5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	外観に異常は無く、軸寸法と振れ測定値が増加しているが、許容値内である。		
3				軸寸法と振れ測定値が許容値ギリギリ又は外れているが、部分補修で対応可能な状態。 主軸に腐食、磨耗が発生しているが、部分補修で対応可能な状態。			
2				軸寸法と振れ測定値が許容値を外れているが、部分補修では対応が困難な状態。 主軸に亀裂、曲がり等の致命的な損傷又は腐食、磨耗があるが、部分補修では対応が困難な状態。			
0.0				5			
				4			
				3			
				2			
0.0			5				
			4				
			3				
			2				
0.0			5				
			4				
			3				
			2				
0.0			5				
			4				
			3				
			2				
0.0			5				
			4				
			3				
			2				
0.0			5				
			4				
			3				
			2				
3.0	平均値(重み付)	0.0	備考				
	根幹部品の最低値	0.0					
	総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0					

4-5 (3) 部品単位健全度

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考	
初沈・終沈汚泥掻き機	根幹部品	0.0						
		0.0						
	1.0	チェーン			5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。		
					3	プレート、バレル等に摩耗による減肉がある。		
					2	腐食、摩耗が進行し、板厚が1/3 T以上磨耗している。又はプレート幅が1/8以上摩耗している。又は伸びが2%以上である		
	1.0	スプロケット			5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	歯型ゲージにより2mm以下の磨耗がある。		
					3	歯型ゲージにより2~3mm程度の磨耗がある。		
	1.0	フライド			5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	—		
					3	亀裂、損傷が部分的に確認できる。		
	1.0	軸			2	亀裂、損傷が進行し機能低下している。		
					5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	頭が丸く、角が摩耗している。		
	1.0	レール (フラットバー)			3	レールの磨耗によりレールの頭の半分程度が摩耗している。		
					2	レール磨耗により床面より頭が下がり、溶接補修が出来ない位の摩耗状態		
					5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
	1.0	駆動装置			4	磨耗・腐食が部分的に確認できる。		
					3	磨耗・腐食が進行しているが、再塗装や部分補修で対応が可能な状態。		
2					磨耗・腐食により減肉や偏心が発生しており、強度不足が懸念される。			
1.0	駆動装置			5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
				4	異音や振動が増加し始めている。			
				3	明らかに異音や振動等があり、オーバーホールが必要。また、絶縁抵抗が低下しているが、許容値以内である。			
0.0				2	明らかな異音や振動等があり、減速機、変速機の部品供給も不可能である。また、絶縁抵抗値が低下し、許容値を超えている。			
6.0	根幹部品以外	平均値(重み付)	0.0	—	備考			
							根幹部品の最低値	—
							総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0

4-5 (3) 部品単位健全度

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考
散気装置	根幹部品	1.0	散気板ホルダー		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない（鋼製・樹脂製共通）。	
				4	点錆が確認できる（鋼製）。		
		3		表面錆・変形が確認できる（鋼製）。			
		2		損傷・変形しており、補修対応できない（鋼製・樹脂製共通）。			
		0.0					
	根幹部品以外	1.0	ライザー管／ヘッダー管		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない（鋼製・樹脂製共通）。	
				4	点錆が確認できる（鋼製）。		
				3	表面錆・変形が確認できる（鋼製）。		
				2	損傷・変形しており、補修対応できない（鋼製・樹脂製共通）。		
		1.0	散気板		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
				4	通気抵抗が増加し始めている。		
				3	目詰まり等により発泡が均一になっていない。		
				2	損傷・目詰まり等により本来の機能が発揮できていない。		
		1.0	架台		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
				4	点錆が確認できる。		
				3	表面錆・腐食が確認できる。		
		2		腐食・損傷が著しく、構造物強度が低下している。			
		0.0					
		0.0					
	0.0						
	0.0						
	0.0						
	0.0						
	0.0						
	4.0	平均値(重み付)	0.0	備考			
		根幹部品の最低値	0.0				
		総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0				

4-5 (3) 部品単位健全度

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考
送風機本体	根幹部品	1.0	ケーシング		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	ラビリンスと軸の隙間寸法が増加しているが、許容値内である。	
					3	ラビリンスと軸の隙間寸法が許容値ギリギリ又は外れているが、修正可能な範囲である。	
					2	ラビリンスと軸の隙間寸法が許容値を外れているが、修正が困難である。	
	1.0	羽根車		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	外観に異常が無くバランス試験の不釣合が発生しているが、量が許容値内である。		
				3	外観に異常が無くバランス試験の不釣合量が許容値ギリギリ又は外れているが修正可能な範囲である。		
				2	羽根車に亀裂、曲がり等の致命的な損傷がある。又はバランス試験の不釣合量が許容値を超えているが修正が困難な状態。		
	1.0	軸		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	外観に異常が無く軸寸法と振れが発生しているが測定値が許容値内である。		
				3	外観に異常が無く軸寸法と振れ測定値が許容値ギリギリである。		
				2	軸に亀裂、曲がり等の致命的な損傷がある。又は軸寸法と振れ測定値が許容値を外れている。		
	1.0	軸受け(メタル)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	外観に異常が無く軸受メタル内径寸法が増加しているが、許容値内である。		
				3	外観に異常が無く軸受メタル内径寸法が許容値ギリギリである。		
				2	メタル表面に傷や剥離がある。又は軸受メタル内径寸法が許容値を外れている。		
	1.0	架台		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	架台の水平度が許容値内である。		
				3	架台の水平度が許容値ギリギリである。		
				2	架台本体に亀裂等の致命的な損傷がある。架台の水平度が許容値を外れている。		
	1.0	風量制御装置 (インレットベーン)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	ブレード外形部、プッシュ内径部の寸法が許容値内である。		
				3	ブレード外形部、プッシュ内径部の寸法が許容値ギリギリである。		
				2	ブレードに亀裂、曲がり等の致命的な損傷がある。又はブレード外形部、プッシュ内径部の寸法が許容値を外れている。		
1.0	強制潤滑装置		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
			4	油配管の接続部から油がにじんでいる箇所がある。			
			3	油配管の接続部から油漏れがあり油の補給が必要。			
			2	油配管の接続部から油漏れがあり油の補給が必要であるが、部分補修では対応が困難な状態。			
0.0							
0.0							
0.0							
		7.0	平均値(重み付)	0.0	備考		
			根幹部品の最低値	0.0			
総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方				0.0			

4-5 (3) 部品単位健全度

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考
4-5 (3) 部品単位健全度 重力濃縮汚泥掃寄機 中央支持型)	根幹部品	1.0	センターゲージ		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	磨耗・腐食が部分的に確認できる。	
					3	磨耗・腐食が進行しているが、再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	磨耗・腐食により減肉や偏心が発生しており、強度不足が懸念され、部分補修では対応が困難な状態。	
		1.0	レーキアーム		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	骨組に錆・腐食が進行し、強度不足が懸念され、部分補修等では対応が困難な状態。	
		1.0	ブリッジ		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	骨組に錆・腐食が進行し、強度不足が懸念され、部分補修等では対応が困難な状態。	
		1.0	フィードウェル		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、肉厚が一部薄くなっている。部分補修で対応可能な状態。	
					2	錆、腐食がさらに進行し、穴あき等が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。	
		1.0	原水流入管		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	錆、腐食がさらに進行し、穴あき等が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。	
根幹部品以外	1.0	スカムスキマ (スカムパイプ) SUS製		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	錆、腐食が部分的に確認できる。		
				3	錆、腐食が進行し、塗膜の膨れや回転不良等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。		
				2	錆、腐食がさらに進行し、穴あきや回転部分の固着等が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。		
	1.0	スカム バブルプレート		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	錆、腐食が部分的に確認できる。		
				3	錆、腐食が進行し、肉厚が一部薄くなっている。部分補修で対応可能な状態。		
				2	錆、腐食がさらに進行し、穴あき等が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。		
	1.0	駆動装置		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	異音・振動値が増加し始めている。		
				3	異音・振動値等が高く、オーバーホールが必要。また、絶縁抵抗が低下しているが、許容値以内である。		
				2	異音・振動値等が高いが、減速機、変速機の部品供給が不可能。又は絶縁抵抗値が低下し、許容値を超えている。		
	1.0	給油装置 (グリス配管)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	グリス配管の接続部からグリスがにじんでいる箇所がある。		
				3	グリス漏れがあるが、部分補修で対応可能な状態。		
				2	グリス漏れがあるが、部分補修では対応が困難な状態。		
	0.0						
	9.0	平均値(重み付)	0.0	備考			
		根幹部品の最低値	0.0				
		総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0				

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考
4-5 (3) 部品単位健全度 重力濃縮汚泥掻寄機 (中央懸垂型)	根幹部品	1.0	主軸		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	磨耗・腐食が部分的に確認できる。	
					3	磨耗・腐食が進行しているが、再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	磨耗・腐食により減肉や偏心が発生しており、強度不足が懸念される。	
		1.0	レーキアーム		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	骨組に錆・腐食が進行し、強度不足が懸念されるが、部分補修等では対応が困難な状態。	
		1.0	ブリッジ		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	骨組に錆・腐食が進行し、強度不足が懸念されるが、部分補修等では対応が困難な状態。	
		1.0	フィードウェル		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、肉厚が一部薄くなっている。部分補修で対応可能な状態。	
					2	錆、腐食がさらに進行し、穴あき等が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。	
		1.0	原水流入管		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、塗膜に膨れ等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	錆、腐食がさらに進行し、穴あき等が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。	
	根幹部品以外	1.0	スカムスキマ (スカムパイプ) SUS製		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	錆、腐食が部分的に確認できる。	
					3	錆、腐食が進行し、塗膜の膨れや回転不良等が発生している。再塗装や部分補修で対応可能な状態。	
					2	錆、腐食がさらに進行し、穴あきや回転部分の固着等が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。	
	1.0	スカム バップルプレート		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	錆、腐食が部分的に確認できる。		
				3	錆、腐食が進行し、肉厚が一部薄くなっている。部分補修で対応可能な状態。		
				2	錆、腐食がさらに進行し、穴あき等が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。		
	1.0	駆動軸		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	磨耗・腐食が部分的に確認できる。		
				3	磨耗・腐食が進行しているが、再塗装や部分補修で対応可能な状態。		
				2	磨耗・腐食により減肉や偏心が発生しており、強度不足が懸念される。		
	1.0	駆動装置		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	異音・振動値が増加し始めている。		
				3	異音・振動値等が高く、オーバーホールが必要。また、絶縁抵抗が低下しているが、許容値以内である。		
				2	異音・振動値等が高いが、減速機、変速機の部品供給が不可能。又は絶縁抵抗値が低下し、許容値を超えている。		
	1.0	給油装置		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	グリス配管の接続部からグリスがにじんでいる箇所がある。		
				3	グリス漏れがあるが、部分補修で対応可能な状態。		
				2	グリス漏れがあるが、部分補修では対応が困難な状態。		
		10.0	平均値(重み付)	0.0	備考		
			根幹部品の最低値	0.0			
			総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0			

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考
遠心濃縮機	根幹部品	1.0	外胴ボウル ・ボウルシェル ・フロントハブ ・リアハブ		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	摺動部・嵌合部の寸法が許容値内である。	
	3				摺動部・嵌合部の寸法が許容値ギリギリ又は外れているが、メッキ修正可能である。		
	2				ボウルシェル本体に亀裂等の致命的な損傷がある。摺動部・嵌合部の寸法がメッキ修正できないぐらい磨耗している。		
	1.0	スクリュウコンペヤ ・コンペヤ本体 ・タイル ・フィードターゲット ・フィードチューブ ・テンションバー ・コンペヤベアリング		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	コンペヤ本体に損傷が無い。タイル・フィードターゲット・テンションバーの磨耗が許容値内		
				3	コンペヤ本体に損傷が無い。タイル・フィードターゲット・テンションバーの磨耗が許容値ギリギリ又は超えているが部分補修が可能な状態。 コンペヤベアリングから異音発生。		
				2	コンペヤ本体に亀裂等の致命的な損傷がある。テンションバー摺動部寸法がメッキ修正できないぐらい磨耗している。		
	根幹部品以外	1.0	ケーシング (SUS) ・アッパーケーシング ・ロアケーシング		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	ケーシング・仕切板の厚みが許容値内である。	
					3	ケーシング・仕切板の厚みが許容値ギリギリ又は以下であるが、部分補修で対応可能。	
		1.0	ギヤボックス ・ギヤボックスカバー ・ギヤ ・ギヤシフト ・ベアリング		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	ベアリング嵌合部・オイルシール摺動部寸法が許容値内である。ギアに傷・磨耗が無い。	
					3	ベアリング嵌合部・オイルシール摺動部寸法が許容値ギリギリ又は超えているが、メッキ修正可能である。ギアに傷・磨耗が無い。	
		1.0	ブーリー ・駆動モーターブーリー ・差速モーターブーリー ・本体ブーリー ・差速ピニオンブーリー		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	V溝に磨耗があるが許容値内である。	
					3	V溝の磨耗が許容値ギリギリである。	
		1.0	電動機関係 ・駆動用モーター ・差速用モーター		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
					4	電動機本体に異常音、過熱、異常振動等が発生しているが、許容値以下である。絶縁抵抗値が低下しているが、基準値まで余裕がある。	
					3	電動機本体に異常音、過熱、異常振動等が発生しているが、許容値ギリギリである。絶縁抵抗値が基準値以下となる恐れがあり、補修が必要な状態。	
1.0	機付操作盤		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。			
			4	劣化の兆候が現れ始めている。			
			3	コントローラやインバーター等の内部機器異常があるが、部品交換で処置できる。絶縁抵抗が低下しているが部品交換で対応可能な状態。			
0.0				5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	劣化の兆候が現れ始めている。		
				3	コントローラやインバーター等の内部機器異常があるが、部品の供給がなく恒久対策が困難な状態。(中古部品等による応急処置) 絶縁抵抗値が基準値以下となる恐れがあるが、恒久対策が困難な状態。(中古部品等による応急処置)		
0.0				5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	劣化の兆候が現れ始めている。		
				3	コントローラやインバーター等の内部機器異常があるが、部品の供給がなく恒久対策が困難な状態。(中古部品等による応急処置) 絶縁抵抗値が基準値以下となる恐れがあるが、恒久対策が困難な状態。(中古部品等による応急処置)		
0.0				5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
				4	劣化の兆候が現れ始めている。		
				3	コントローラやインバーター等の内部機器異常があるが、部品の供給がなく恒久対策が困難な状態。(中古部品等による応急処置) 絶縁抵抗値が基準値以下となる恐れがあるが、恒久対策が困難な状態。(中古部品等による応急処置)		
	7.0	平均値(重み付)	0.0	備考			
		根幹部品の最低値	0.0				
		総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0				

4-5 (3) 部品単位健全度

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考											
汚泥脱水機 ヘルトプレス	根幹部品	1.0	脱水機本体		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。												
					4	錆、腐食が部分的に確認できる（点錆）。他の所は塗膜がしっかりしている。												
					3	広範囲にわたり、錆、腐食が発生しており、塗膜にも、膨れ等が発生している。又は孔食等により肉厚が薄くなり穴あき発生の恐れがある。												
					2	フレームや骨組等への腐食が進行し、強度不足が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。												
	根幹部品以外	1.0	ロール類		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。												
					4	ロール軸受の一部に異音や腐食等の異常がある。												
					3	小径のロール数本劣化し、安定的な回転をしていない。又はロール軸受の多数に異音があるが、部分補修で対応可能な状態。												
					2	ロール及び軸受の安定的な回転を得るには部品交換では対応不可能な腐食、摩耗及び変形がある。												
	根幹部品以外	1.0	ろ布駆動装置		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。												
					4	駆動装置に振動、異音及び腐食等がある。												
					3	駆動装置に適正なる布の回転に影響を及ぼす振動、異音及び腐食等があるが、部分補修で対応可能な状態。												
					2	駆動装置に適正なる布の回転を得るには部品交換では対応不可能な振動、異音及び腐食等がある。												
	根幹部品以外	1.0	ろ布緊張装置 及び 蛇行修正装置動力源		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。												
					4	各部に振動、異音及び腐食等がある。												
					3	適正なる布の回転に影響を及ぼす振動、異音及び腐食等があるが、部分補修で対応可能な状態。												
					2	適正なる布の回転を得るには部品交換では対応不可能な振動、異音及び腐食等がある。												
	根幹部品以外	1.0	凝集装置		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。												
					4	各部に振動、異音及び腐食等がある。												
					3	安定的な攪拌能力に影響を及ぼす振動、異音及び腐食等があるが、部分補修で対応可能な状態。												
					2	安定的な攪拌能力を得るには部品交換では対応不可能な振動、異音及び腐食等がある。												
根幹部品以外	1.0	機付制御盤		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。													
				4	劣化の兆候が現れ始めている。													
				3	コントローラやインバーター等の内部機器異常があるが、部品交換で処置できる。絶縁抵抗が低下しているが部品交換で対応可能な状態。													
				2	コントローラやインバーター等の内部機器異常があるが、部品の供給がなく恒久対策が困難な状態。（中古部品等による応急処置） 絶縁抵抗値が基準値以下となる恐れがあるが、恒久対策が困難な状態。（中古部品等による応急処置）													
根幹部品以外	0.0																	
								0.0										
														0.0				
6.0	平均値(重み付)	0.0	備考															
	根幹部品の最低値	0.0																
	総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0																

4-5 (3) 部品単位健全度

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考	
4-5 (3) 部品単位健全度	根幹部品	1.0	本体フレーム、防臭カバー		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	錆、腐食が部分的に確認できる（点錆）。他の所は塗膜がしっかりしている。		
					3	広範囲にわたり、錆、腐食が発生しており、塗膜にも膨れ等が発生している。孔食等により肉厚が薄くなり穴あき発生の恐れがある。		
			2	フレームや骨組等への腐食が進行し、強度不足が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。				
		1.0	外筒スクリーン		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	錆、腐食が部分的に確認できる（点錆）。他の所は塗膜がしっかりしている。		
				3	広範囲にわたり、錆、腐食が発生しており、塗膜にも膨れ等が発生している。孔食等により肉厚が薄くなり穴あき発生の恐れがある。			
		2	フレームや骨組等への腐食が進行し、強度不足が懸念されるが、部分補修では対応が困難な状態。					
	根幹部品以外	1.0	スクリー駆動装置（モータ、スプロ、チェーン等一式）及びスクリー部（軸、羽根等）		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	運転状況が正常で各部の錆が部分的に確認できる程度（点錆）		
					3	運転状況に異常（電流値異常、異音・振動）の恐れがあるが、部品交換等に対応可能な状態。各部の錆、損傷が広範囲に発生している。		
					2	運転状況に異常（電流値異常、異音・振動）があり、部分補修では対応困難な状態。		
		1.0	ブレッサ装置		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	動作状況が正常で各部の錆、損傷の進行が部分的に確認できる程度（点錆）		
					3	動作状況の異常（シリンダよりエア漏れ等）の恐れがあるが、部品交換等に対応可能な状態。各部の錆、損傷が広範囲に発生している。		
					2	動作状況の異常（シリンダよりエア漏れ等）があり、部分補修では対応困難な状態。		
		1.0	ストレーナ		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	錆、損傷の進行が部分的に確認できる程度（点錆）		
					3	錆、損傷が広範囲に発生している。		
					2	腐食、損傷が著しく部分補修では対応が困難な状態。		
		1.0	機付操作盤		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	劣化の兆候が現れ始めている。		
					3	盤内部品の錆の進行が広範囲で確認できる。制御動作の不良が稀にするまたは盤内部品の腐食が確認できるが、部品交換等の部分補修にて対応可能な状態。		
					2	制御動作の不良が頻発するまたは盤内部品の腐食が確認でき、部品交換等の部分補修では対応が困難な状態。		
		0.0						
		0.0						
	0.0							
	0.0							
	6.0	平均値(重み付)	0.0	備考				
		根幹部品の最低値	0.0					
		総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0					

(3) 部品単位健全度

機場名：〇〇水みらいセンター

機器名称：〇〇

種別	区分	重み	部品名称	評価結果	健全度	判定基準	備考	
流動焼却炉	根幹部品	1.0	焼却炉外筒		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	内部に腐食及び摩耗がある。又は外観に塗装の劣化や腐食がある。		
					3	変色や腐食による部分的な減肉が認められるが、部分補修で対応可能な状態。		
					2	腐食による減肉が認められる又は溶接割れがあるが、部分補修では対応が困難な状態。		
		0.0						
	根幹部品以外	1.0		耐火材		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
						4	部分的にクラックが認められる。	
						3	部分的に浮き出し、アンカー露出がある。	
						2	広範囲にわたって浮き出し、アンカー露出がある。	
		1.0		空気分散機 (分散管?)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
						4	部分的に腐食、摩耗、劣化、たわみ等がある。	
						3	流動（風量の均一な送風）に影響を及ぼす、腐食、摩耗、劣化、たわみ、詰まり等がある。	
						2	適正な流動を得るには部分改修では不可能な、腐食、摩耗、劣化、たわみ、詰まり等がある。	
		1.0		燃料噴射器 (バーナ、オイルガン)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。	
						4	各部（オイルガン、ガスガン、バーナ、流量調節弁等）に異音や腐食等がある。	
						3	流量調整に影響を及ぼす異音や腐食等があるが、オーバーホールで対応可能な状態。	
						2	正常な流量調整を得るには部品交換では対応不可能な異音や腐食等がある。	
1.0			ケーキ供給装置 (ケーキ投入機)		5	設置当初と同等な状態で、特に劣化は認められない。		
					4	ケーシング、スクリューの一部に変形、腐食等が認められる。又は駆動装置等に振動が増加し始めている。		
					3	ケーシング、スクリューの一部に割れ、変形等が認められる。又は駆動装置等に振動、異音及び腐食等があるが、部分補修で対応可能な状態。		
					2	ケーシング、スクリュー等に著しい変形・割れがある。又は駆動装置等に部品交換や部分補修では対応困難な振動、異音及び腐食等がある。		
	0.0							
	0.0							
	0.0							
	0.0							
	5.0	平均値(重み付)	0.0	備考				
		根幹部品の最低値	0.0					
		総合評価 平均値と根幹部品最低値の小さい方	0.0					

4-5 (3) 部品単位健全度